

# 平成23年度 衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要領

## (目的)

第1条 この要領は、社団法人奈良県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が、新たに車両総重量8トン以上の事業用貨物自動車に係る被害軽減ブレーキ装着車を導入した場合、費用の一部を助成することとし、経営安定の一助に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 本要領において、衝突被害軽減ブレーキ装置の定義は、次に掲げる基準等に適合するものに限る。

- (1) 改正「前方障害物衝突軽減制動装置の技術指針」（平成20年10月7日・国自技第139号）に適合した装置であること。
- (2) 車両は、会員の保有する奈良県内登録のディーゼル車両であり、かつ装着後4年以上使用可能なものとする。
- (3) 助成対象事業者等は、社団法人奈良県トラック協会会員で会費の滞納がない事業者とする。

## (事業期間)

第3条 本要領に定める助成事業は、平成23年4月1日から平成23年12月31日までとする。

## (助成金額等)

第4条 車両1台当たりの助成金額は、100,000円とし、かつ、1社当たりの助成台数は上限を3台とする。

## (助成金交付申請)

第5条 申請には、別紙申請書記載の通り装着納品及び支払証拠書類のほか協会が定める書類を添付し、申請を行うものとする。

## (助成金の交付)

第6条 協会は、前条による助成交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定し、会員事業者に交付するものとする。

## (助成金の交付限度)

第7条 予算を消化次第、本助成金は終了する。

## (導入方法)

第8条 買取り、リースいずれについても助成対象とする。割賦については装置のみの領収証が発行されていれば、助成対象とする。

## (報告の義務)

第9条 助成金の交付を受けた会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

## (その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

## (附 則)

1. この要領は、平成18年4月21日より実施する。

## 助 成 額

| 被害軽減<br>ブレーキ1台あたり              | 奈ト協 助成額  | 全ト協 助成額                | 合 計               |
|--------------------------------|----------|------------------------|-------------------|
|                                | 100,000円 | 取得価格の1/10<br>上限55,000円 | 上限助成額<br>155,000円 |
| 予算額 1台100,000円×10台分=1,000,000円 |          |                        |                   |